

仲裁法等の改正に関する論点の検討（４）

第１ 仲裁手続に関して裁判所が行う手続（以下「仲裁関係事件手続」という。）に関する規律

１ 仲裁関係事件手続における管轄

仲裁関係事件手続について、その第一審裁判所が東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（東京地方裁判所を除く。）の場合には東京地方裁判所にも、大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（大阪地方裁判所を除く。）の場合には大阪地方裁判所にも、競合管轄を認めることとしては、どうか。

（説明）

１ 提案の概要

本文１は、仲裁関係事件手続について、裁判所における専門的な事件処理態勢を構築し、同手続の一層の適正化及び迅速化を可能とする観点から、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも競合管轄を認めるとの規律を設けることを提案するものである。

２ 現行法の規律

仲裁は私的自治に基づく制度であり、仲裁手続に対する国家の過度の介入を抑止する趣旨から、仲裁手続に関しては、裁判所は、仲裁法に規定する場合に限り、その権限を行使することができるものとされている（同法第４条）。そして、仲裁関係事件手続における管轄については、同法第５条が総則規定を設けるとともに、同法第８条第２項、第１２条第４項、第３５条第３項及び第４６条第４項が個別の手続に関する規定を設けている。

当該手続の内容及びその管轄の規律は、次表のとおりである。

	手続の内容	管轄の規律（専属管轄）	根拠規定
(1)	仲裁地が定まっていない場合における裁判所の関与(第８条第１項)	申立人又は被申立人の普通裁判籍（最後の住所により定まるものを除く。）の所在地を管轄する地方裁判所	第８条第２項
(2)	裁判所による送達決定(第１２条第２項)	① 第５条第１項第１号及び第２号に掲げる裁判所【下記(3)～(7)の①及び②】 ② 名あて人の住所等の所在地を管轄する地方裁判所	第１２条第４項

(3)	仲裁人の数の決定 (第 16 条第 3 項)	① 当事者が合意により定めた地方裁判所 ② 仲裁地（一の地方裁判所の管轄区域のみに属する地域を仲裁地として定めた場合に限る。）を管轄する地方裁判所 ③ 当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所	第 5 条第 1 項第 1 号～第 3 号
(4)	仲裁人の選任（第 17 条第 2 項～第 5 項）		
(5)	仲裁人の忌避 (第 19 条第 4 項)		
(6)	仲裁人の解任 (第 20 条)		
(7)	仲裁廷の仲裁権限の有無についての判断 (第 23 条第 5 項)		
(8)	裁判所による証拠調べの実施（第 35 条）	① 第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる裁判所【上記(3)～(7)の②】 ② 尋問を受けるべき者若しくは文書を所持する者の住所若しくは居所又は検証の目的の所在地を管轄する地方裁判所 ③ 申立人又は被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（上記①及び②に掲げる裁判所がない場合に限る。）	第 35 条第 3 項
(9)	仲裁判断の取消し (第 44 条)	(上記(3)～(7)と同じ)	
(10)	仲裁判断の執行決定 (第 46 条)	① 第 5 条第 1 項各号に掲げる裁判所【上記(3)～(7)の①～③】 ② 請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所	第 46 条第 4 項

なお、モデル法は、仲裁援助及び監督のため一定の職務を行う裁判所その他の機関の定め方について、各国の仲裁法に委ねる趣旨の規定を設けている（同法第 6 条）。

3 検討

前記 2 のとおり、我が国の仲裁法は、仲裁関係事件手続に関し、事物管轄を地方裁判所に一本化しつつ、土地管轄については、原則として、当事者の意思の尊重及び被申立人の便宜の観点から、①当事者が合意により定めた地方裁判所（同法第 5 条第 1 項第 1 号）、②特定の都道府県及び市町村が仲裁地として定められていた場合のその仲裁地を管轄する地方裁判所（同項第 2 号）、③被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（同項第 3 号）としている。

そして、各都道府県に単位弁護士会等により裁判外紛争解決機関が設置され、一定程度仲裁手続が利用されていること、仲裁関係事件手続における専門技術性の程度は

事案によって様々であると考えられることに鑑み、現行法上の土地管轄はそのまま維持しつつ、国際商事仲裁のような専門技術性の高い事件を念頭に、裁判所における専門的な事件処理態勢を構築し、手続の一層の適正化及び迅速化を可能とする観点から、本文1では、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも競合管轄を認めるとの規律を設けることを提案するものである。

これに対し、現行法の土地管轄の規律によれば、我が国の全ての地方裁判所が仲裁関係事件手続を取り扱うことが想定されているところ、同手続の申立件数は非常に少ないため、ノウハウが蓄積されず、当事者にとっても裁判所にとっても時間と労力がかかることから、仲裁関係事件手続の管轄を集約する方向で見直すべきとの指摘がある上、第1回会議においても、仲裁関係事件手続について、外国語資料の訳文添付の省略（後記本文2参照）を広く実現するなど、十分な事件処理態勢を構築するためには、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも競合管轄を認めることでは足りず、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所の専属管轄とすべきであるとの意見もあった。

また、前記のとおり、仲裁関係事件手続の内容は多岐にわたるところ、管轄の規律を見直すに当たっては、その要否を個別に検討する必要があるとも考えられる（注）。

以上を踏まえ、仲裁関係事件手続における管轄の規律を見直すことについて、どのように考えるか。

（注）暫定保全措置の執行決定に関する規定（部会資料2の第1の7参照）を設けることとする場合には、仲裁法第46条第4項と同様の規律を設けることが考えられる。

2 仲裁関係事件手続における外国語資料の訳文添付の省略

- (1) 仲裁関係事件手続において、外国語で作成された書証の訳文添付につき、一定の場合にその省略を認めることとしては、どうか。
- (2) 仲裁判断及び暫定保全措置の執行決定を求める申立てにおいて、仲裁判断書及び暫定保全措置〔の命令書〕の一部につき、その訳文添付の省略を認めることとしては、どうか。

（説明）

1 提案の概要

仲裁手続については、我が国を仲裁地とするものであっても、当事者間において日本語以外の言語（とりわけ英語）を使用するとの合意がされることが多く、書証も英語で作成される例が相当な割合を占めるところ、我が国の裁判所が関与する仲裁関係事件手続において外国語資料を提出する際には、日本語の訳文添付が必要とされ、その翻訳のために時間と費用を要することから、当該手続の迅速な進行を妨げ、ひいては我が国における国際仲裁の活性化を妨げるおそれがあるとの指摘がある。

そこで、本文2は、当事者の負担軽減を図り、もって国際仲裁の活性化を図る観点

から、外国語で作成された書証の訳文添付につき、一定の場合にその省略を認めるとともに、仲裁判断及び暫定保全措置の執行決定を求める申立てにおいて、仲裁判断書及び暫定保全措置〔の命令書〕の一部につき、その訳文添付の省略を認めることを提案するものである。

2 裁判所の用語

裁判所法第74条は、「裁判所では、日本語を用いる」と定めている。その趣旨は、①裁判手続に關与する者が、各自異なった言語を用いることとすれば、相互に意思を十分疎通することができず、裁判手続の公正を欠くおそれがあること、②裁判手続の公開が要請されている場合には、傍聴人が手続の内容を理解することができず、公開の要請にもとるおそれがあることから、裁判所の用語を日本語と定めることとしたものであるとされている。

この規定に基づき、民事訴訟における訴状や準備書面については、当然に日本語を使用しなければならないものとされているほか、民事訴訟規則第138条第1項により、外国語で作成された文書を提出して書証の申出をするときは、取調べを求める部分についてその文書の訳文を添付しなければならないものとされている。

もっとも、裁判所法第74条は、外国語で作成された文書の証拠能力を当然に否定するものではないとされており、また、民事訴訟法第228条第5項が、外国の官庁又は公署の作成に係るものと認めるべき文書について、成立の真正に関する規定を準用していることから、民事訴訟においては、添付された日本語の訳文ではなく、外国語で作成された文書自体が証拠となるものとされている。

3 検討

(1) 外国語で作成された書証の訳文添付に関する規律

前記2の理解を前提とすれば、裁判所法第74条の趣旨に反しない範囲であれば、外国語で作成された文書について、訳文添付を省略しつつ、当該文書を証拠として取り調べることが許されるとの考え方がある。

すなわち、仲裁関係事件手続は、口頭弁論を経ないですることができるものとされ（仲裁法第6条）、一般的には非公開の手続で行われていることからすると、一定の場合に書証の訳文添付を省略することとしても、裁判手続の公開の要請にもとるおそれは小さいといえることから、裁判所法第74条の趣旨のうち前記②に反することはないものと考えられる。そうすると、裁判所法第74条の趣旨のうち前記①との関係で、裁判所及び当事者が、いずれも外国語で作成された文書の内容を理解することができ、裁判所が、手続の公正を欠くおそれがないと認める場合には、書証の訳文添付を省略することができると考えられる。

このような考え方を前提とすれば、例えば、裁判所は、当事者の意見を聴いて、相当と認めるときには、書証の申出に際し、外国語で作成された文書の訳文を添付

することを要しないものとするができるとの規律を設けることが考えられる。

(2) 仲裁判断及び暫定保全措置の執行決定を求める申立てに関する規律

仲裁法第46条第2項は、仲裁判断の執行決定を求める申立てをするときは、仲裁判断書（日本語で作成されたものを除く。）の日本語による翻訳文を提出しなければならないと定めている。この規定は、仲裁判断がその国の公用語で作成されていないときに、裁判所が、当事者に対し、仲裁判断を公用語に翻訳したものの提出を求めることができるとするモデル法第35条第2項の規律に対応したものである。もっとも、同項に関するモデル法注4によれば、モデル法の定める条件は最も厳格な基準を定めることを意図したものであり、各国の仲裁法においてこれよりも緩やかな条件を定めることはモデル法の趣旨に反するものではないとされている。

そして、前記2の理解を前提とすれば、裁判所法第74条の趣旨に反しない範囲であれば、日本語で作成されていない仲裁判断書であっても、一律に、その全部について日本語による訳文を添付させる必要はなく、仲裁法第46条第2項の規律を緩和する方向で見直すことが可能であると考えられる。具体的には、仲裁判断の執行決定を求める申立てについては、その申立ての趣旨を特定するため、仲裁判断書のうち主文に相当する部分や仲裁判断の特定に必要となる部分（仲裁判断書の作成日、仲裁人及び当事者の氏名等が想定される。）については、日本語による訳文を添付することが求められる一方、仲裁判断書のうち理由に相当する部分について裁判所が当事者の意見を聴いた上で相当と認める場合には、訳文添付を要しないものとする事も許されるものと考えられる。

また、暫定保全措置の執行決定に関する規定（部会資料2の第1の7参照）を設けることとする場合には、当該執行決定を求める申立てについて、同様の規律を設けることが考えられる。

(3) 小括

以上を踏まえ、仲裁関係事件手続における外国語資料の訳文添付の省略の可否及びその要件等について、どのように考えるか。

3 仲裁関係事件手続における期日の呼出し

仲裁関係事件手続における期日の呼出しに関する規律を見直すことの要否について、どのように考えるか。

(説明)

1 現行法の規律

仲裁関係事件手続は、口頭弁論を経ないであることができるが（仲裁法第6条）、このうち仲裁判断の取消し及び執行決定の手続については、裁判所は、口頭弁論又は当

事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、申立てについての決定をすることができないとされている（同法第44条第5項及び第46条第10項）。

これらの期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってするとされている（仲裁法第10条による民事訴訟法第94条第1項の準用）。「相当と認める方法」については、民事保全手続を参照すると、例えば、普通郵便、電話、ファクシミリ等が考えられるが、これに限らず、呼出しの目的を達することができればどのような方法でも差し支えなく、当事者の出頭の見込みや後の手続で期日が開かれたかどうかについて争いが生ずる見込みとの関連において、適宜選択すれば足りると解されている。

2 実務の運用及びこれに対する指摘

外国に所在する者に対して「相当と認める方法」により期日の呼出しをするときは、必ずしも外国における送達の方法（外国の管轄官庁又は外国に駐在する日本の大使、公使若しくは領事に囑託してする方法。民事訴訟法第108条）によることを要しないものの、裁判上の文書の送達や郵送も国家の裁判権の行使であり、我が国の裁判所がこれを名宛国において自由に行えばその国の主権を侵害しかねないため、送達や郵送を許容する名宛国との合意（条約等）が必要であるとの考え方がある。裁判所の実務においては、このような考え方にに基づき、仲裁関係事件手続と同様に口頭弁論を経ないことができる民事保全手続において、当事者が「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」（昭和45年条約第7号。以下「送達条約」という。）の締約国で同条約第10条(a)について拒否宣言をしていない国、又は同条約の締約国ではなく「民事訴訟手続に関する条約」（昭和45年条約第6号。以下「民訴条約」という。）の締約国で同条約第6条第1項1について拒否宣言をしている（同条第2項）ことが確認されていない国に所在するときは、郵便によって直接に呼出状を送付することが可能であるが、それ以外の国に所在するときは、郵便による直接の送付はできないものと考えられており、当事者がいずれの条約も締結していない国に所在するときは、名宛国に対して個別の応諾を求め、合意を取り付けた上で、これに沿った方法によって呼出状を送付する必要があるとされている。

このような運用に対しては、利用者の立場から、外国における送達の方法には相当の期間を要することがあるとの認識に基づき、「相当と認める方法」により呼出しをすれば足りるときにまで送達を行うことは合理的でないとの指摘がされている。（注）

（注）仲裁関係事件手続において裁判所がした決定は、相当と認める方法で告知することによってその効力を生ずるとされているところ（仲裁法第10条による民事訴訟法第119条の準用）、この決定の告知の場面についても、同様の指摘があり得るものと考えられる。ただし、確定した執行決定のある仲裁判断については、これを債務名義として強制執行を行うことができるものの（民事執行法第22条

第6号の2)、実際に強制執行を開始するためには、確定した執行決定のある仲裁判断の正本又は謄本があらかじめ又は同時に債務者に送達されていることが必要であるため(同法第29条)、いずれにしても送達が必要となると考えられる。

3 国際法上の問題等に関する検討

送達条約第10条(a)は外国にいる者に対して直接に裁判上の文書を郵送する権能の行使について名宛国が拒否宣言をすることができると定めており、我が国はこれに基づく拒否宣言をしている。また、民訴条約第6条にも同様の規定が設けられている(なお、民訴条約及び送達条約をいずれも締結している国の間では、後者のみが適用される。送達条約第22条)。そうすると、このような条約上の拒否宣言をしている国に所在する者に対して直接に裁判上の文書を郵送することは、条約違反とみなされる可能性が高いだけでなく、我が国に所在する者に対して直接に裁判上の文書を郵送することを誘発することにもなりかねない。このような点を考慮すれば、法令上正式な送達ではなく「相当と認める方法」により呼出しをすれば足りるとされていたとしても、条約上の拒否宣言をしている国に所在する者に対して直接に呼出状を郵送することはできない(又は相当でない)との考え方がある。

また、一般的に、ある国家機関が法令に定める権限に基づいて行う命令的、強制的ないし権力的な性格を持つ職務行為のことを公権力の行使というところ、ある国家ないしその機関が主権国家である他国の領域内において当該他国の同意なくして公権力の行使と呼ばれるような行為を行うことは認められておらず、仮にそのような行為が当該他国の同意なくして現実に行われれば、主権の侵害になり得ると考えられている。そうすると、期日の呼出しについても、命令的、強制的ないし権力的な性格を持つ職務行為に当たることは否定し難いため、外国に所在する者に対してこのような行為を行うためには、当該外国の同意が必要であるとの考え方がある。このような考え方に立てば、民訴条約及び送達条約をいずれも締結していない国に所在する者に対してであっても、やはり、直接に呼出状を郵送することはできないと考えられる。

なお、仲裁法第10条が民事訴訟法第94条第1項を準用していることから、これらの問題は仲裁関係事件手続に固有のものではなく、民事訴訟手続一般にも関係し得るものであると考えられる。

4 小括

以上を踏まえ、仲裁関係事件手続における期日の呼出しに関する規律を見直すことの可否について、どのように考えるか。

第2 民事調停事件の管轄に関する規律

民事調停事件の管轄に関し、例えば、知的財産の紛争に関する調停事件について、民事調停法第3条に規定する裁判所のほか、東京地方裁判所又は大阪地

方裁判所にも競合管轄を認めることとしては、どうか。

(説明)

1 提案の概要

本文は、民事調停事件の管轄に関し、例えば、知的財産の紛争に関する調停事件について、経験豊富な弁護士、弁理士等で構成される調停委員会の助言等を得て、話し合いによる簡易、迅速な解決を図る観点から、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも競合管轄を認めるとの規律を設けることを提案するものである。

2 現行法の規律

民事調停法は、裁判所における民事調停手続について、特別の定めがある場合（同法第24条、第26条、第32条、第33条の2第及び第33条の3参照）を除いて、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所の管轄とすると定めている（同法第3条第1項）。したがって、当事者間に管轄合意がない場合は、基本的に、地方裁判所には管轄が認められない。

管轄権を有しない裁判所に調停が申し立てられたときは、事物管轄及び土地管轄を有する裁判所に事件を移送するのが原則であるが、事件処理のために特に必要があるときは、調停申立てを受けた裁判所は、事物管轄については誤りがなく、土地管轄のみを誤った場合には、事件を移送しないで自ら処理することができ、また、土地管轄の規定にかかわらず事件を他の管轄裁判所（事物管轄は有するが土地管轄を有しない裁判所）に移送することができるとされている（民事調停法第4条第1項）。

3 検討

令和元年10月、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の知的財産権部において、当事者間の管轄合意を前提とした同部裁判官及び専門家調停委員による知的財産権に関する調停手続（知財調停）の運用が開始された。知財調停は、簡易、迅速、非公開かつ友好的な手続で知的財産に関する紛争の解決を図りたいという利用者のニーズに応えるものとして注目されている。また、内閣官房にて開催された「民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議」の取りまとめである「民事司法制度改革の推進について」（令和2年3月10日）においても、「知財調停のより一層の活用を図るため、当事者間の管轄合意なく東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に知財調停の申立てを可能とするための規律の見直しについて、実務の運用状況等を注視しつつ、（中略）引き続き前向きに検討する」こととされている。

本部会では、国際仲裁の活性化等の観点から、仲裁及び（民間）調停に関する様々な論点について検討を行っているところ、これと併せて裁判所における民事調停手続についても見直しを行うこととした場合には、前記のような知財調停の手続モデルの拡充を図る観点も踏まえ、例えば、知的財産の紛争に関する調停事件（具体的には、

特許権，実用新案権，意匠権，商標権，回路配置利用権，著作者の権利，出版権，著作隣接権若しくは育成者権に関するもの又は不正競争による営業上の利益の侵害に係るもの（民事訴訟法第6条第1項及び第6条の2参照）等が想定される。）については，東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも競合管轄を認めることが考えられる。

すなわち，現行法が簡易裁判所を原則的な管轄裁判所とした趣旨は，民事調停手続が，当事者の互譲により，条理にかなない実情に即した紛争解決を目的とするものであり（民事調停法第1条），その手続は簡易・迅速・低廉を旨とすべきものであることによると解されている。しかしながら，国際調停を取り巻く近時の状況にもみられるように，調停はもはや訴訟や仲裁を補完するだけのものではなく，これらと並び立つ紛争解決手続として位置付けられつつあると評価する余地がある。そうだとすれば，裁判所における民事調停手続においても，前記のような簡易な事件だけでなく，知的財産に関する事件のように，専門的な知見を要する複雑な事件への対応をも可能とする観点から，専門的な事件処理態勢を構築している東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも競合管轄を認めることが考えられる。

そして，東京地方裁判所及び大阪地方裁判所においては，知的財産の分野のみならず，医療，建築，システム開発等の分野においても，専門的な知見を有する調停委員が確保されており，専門的な知見を獲得することが可能となっていることから，更に進んで，これらの分野においても同様に東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に競合管轄を認めることが考えられる。ただし，これらの分野にまで対象を広げることを構想するのであれば，その範囲を明確かつ適切なものとすることが要請される点にも留意する必要があると考えられる。

以上を踏まえ，民事調停事件における管轄の規律を見直すことについて，どのように考えるか。